

令和5年度 和歌山県高校生等奨学給付金について

(奨学のための給付金 募集要項)

和歌山県教育委員会では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当される世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

この給付金を受け取るには、令和5年（2023年）7月1日現在の世帯の状況に基づいた申請の手続きが必要になります。

※早期給付を申請された場合も申請（7～3月分）が必要です。

※認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度（高等学校等就学支援金又は学び直し支援金）とは別の申請手続きになりますのでご注意ください。

対象となる世帯

●令和5年（2023年）7月1日現在、次のすべてに該当している世帯

1 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。

2 保護者等の令和5年度（令和4年中）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が〇円（非課税）（以下、非課税世帯）又は生活保護（生業扶助が措置されている世帯）を受給していること（以下、生活保護受給世帯）。

3 生徒が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

4 生徒が高等学校等就学支援金の対象である学校（国公立高等学校、高等専門学校（第1学年～第3学年））に在学していること（特別支援学校の高等部除く）。

※以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・令和5年7月1日現在、在学している学校を休学している。
- ・生徒が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、見学旅行費又は特別育成費の対象となっている（母子生活支援施設の高校生等を除く）。
- ・保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない場合。

申請期間

●令和5年7月1日（土）から令和5年8月7日（月）まで

しん せい ほう ほう
申 請 方 法

- 受給申請書（表面）「1 申請についての確認事項」にチェックした項目に応じて、下記表から必要な書類（○印がついたもの）を添えて申請してください。
(対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。)

申請についての確認事項 添付書類	①② 基準日現在生活保護（のうち生業扶助）を受けています。	③ 申請する生徒には、基準日現在15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいます。	④ 以前の給付金申請でマイナンバーが確認できる書類を提出済みです。	⑤ 和歌山県外の学校に在学しているため、在学証明書を提出します。	⑥ 上記①～⑤のいずれにも該当しません。
受給申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
振込先の通帳の写し ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳の部分やカードのコピーが必要	<input type="radio"/> (※)	<input type="radio"/> (※)	<input type="radio"/> (※)	<input type="radio"/> (※)	<input type="radio"/> (※)
生活保護受給証明書（原本） ・発行日が令和5年7月1日以降のもので生業扶助の受給の有無の記載があるもの ・申請者及び生徒が記載されているもの	<input type="radio"/>				
保護者等全員のマイナンバー関係書類又は課税証明書 ・マイナンバー関係書類を提出する場合は、同封の貼付等台紙（別記第4号様式）を併せて提出してください。（住民票は貼付不可）		<input type="radio"/> ④にもチェックした方は提出不要となります		<input type="radio"/> ④にもチェックした方は提出不要となります	<input type="radio"/>
保険証提出台紙 ・高校生本人及び15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹1名の保険証の写しが必要 ・記載例のイラストで確認 ・保険証によっては扶養誓約書の記入が必要		<input type="radio"/>			
在学等証明書 ・別記第2号様式により学校に証明をしてもらってください。 ※学校の在学証明書の様式でも、別記第2号様式の内容を満たしてある場合は可とします。				<input type="radio"/>	

※申請書表面の「以前の奨学給付金申請で記載した口座から変更しません。同じ口座への振り込みを希望します。」にチェックした場合は通帳の写しは添付不要となります。

- 過去にDV・虐待等の被害を受けた方又はDV・虐待等の被害を受けるおそれのある方は、不開示申出書も併せて提出してください。（マイナンバー関係書類を提出する場合のみ）
- 添付書類について、「課税証明書」の代わりに確認に使用できる書類は、以下のとおりです。
 - ・保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書（コピー可）
 - ・自営業などの場合は、毎年6月に発行される納税通知書（コピー可）

●申請書類の提出先

〒640-8585 和歌山県小松原通一丁目1番地

和歌山県教育局 生涯学習局 生涯学習課 奨学班 (※郵送又は持参してください。)

※郵送でマイナンバー関係書類を提出する際は、本人確認書類を同封し、送達記録の分かる形式で提出をお願いします。(別添貼付等台紙参照)

支給額

世帯区分	課程別	支給額 単価(年額)	支給額(早期給付を申請された方)	
			単価 (7~3月分)	単価 (4~6月分)
① 生活保護受給世帯	全日制・定時制 通信制	32,300円	24,225円	8,075円
② 非課税世帯 (区分①、③を除く。)	全日制・定時制 (第1子)	117,100円	87,825円	29,275円
	通信制	50,500円	37,875円	12,625円
③ 非課税世帯 (区分①、②を除く。)	全日制・定時制 (第2子以降)	143,700円	107,775円	35,925円
④ 生活保護・非課税世帯	専攻科	50,500円	—	—

○世帯区分については、令和5年7月1日現在の状況で判断し、扶養していることは、健康保険証の被保険者(組合員)氏名が保護者等であることで判断します。

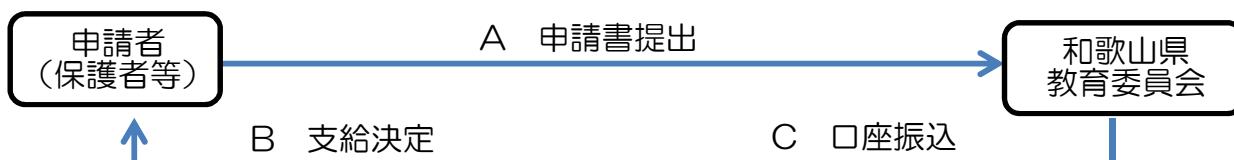
○「扶養されている者」は、保護者等に扶養されていることが必要であり、保護者等以外の者に扶養されている場合は、該当しません。

○令和5年度は、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の生年月日は、「年齢計算に関する法律」等により平成12年7月3日~平成20年7月2日になります。

偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとして、又は受給したとき及び明らかに給付金を支給の目的以外の目的に使用したと認められるときは即時返還していただきます。

給付金受け取りまでの流れ

- A 申請書等提出(和歌山県教育局 生涯学習局 生涯学習課へ)
- B 書類審査後、支給決定の通知文書を教育委員会より申請者あて送付
- C 申請者(保護者等)の口座へ入金



口座への入金時期については、12月頃を予定しています。

(お願い) 振込日に関するお問い合わせにつきましては、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。

また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別高校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県教育局生涯学習局生涯学習課奨学班

電話番号 073-441-3728(直通) 又は 073-441-3758

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）Q & A

Q 1 保護者の課税証明書が県民税(所得割額:0 円、均等割額:2,000 円)と市民税(所得割額:0 円、均等割額:3,500 円)の場合に対象になりますか。

A 1 県民税と市民税の所得割額が0 円のため、対象となります。

Q 2 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか。

A 2 課税証明書による所得確認ができないため、対象外となります。

Q 3 申請者が外国籍の場合は対象になりますか。

A 3 日本国内に住所を有していれば対象になります。

Q 4 祖父母も一緒に暮らしていますが、祖父母に収入がある場合はどうなりますか。

A 4 「親権者」がいる場合は「親権者」の所得で判断しますので、その場合には祖父母は含みません。

Q 5 認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度（就学支援金又は学び直し支援金）の申請と重複する書類等は、省略できますか。

A 5 認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度（高等学校就学支援金又は学び直し支援金）の届出書等に添付しているものとは別に提出が必要です。生活保護受給証明書については原本、課税証明書等についてはコピーでも可能です。

Q 6 「当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹」の有無は、いつの状況で判断しますか。また、扶養されているかどうかは、どのような書類で確認しますか。また、対象となる者の生年月日はいつになりますか。

A 6 基準日（令和5年7月1日現在）の状況により判断します。

扶養の確認は健康保険証の写しにより行います。

令和5年度は、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の生年月日は、「年齢計算に関する法律」等により平成12年7月3日～平成20年7月2日になります。

Q 7 申請者は母親だが、祖父に姉（23歳未満）と本人（高校生）が扶養されている場合、支給額はどうなりますか。

A 7 健康保険における扶養関係では、姉は保護者（親権者）等に扶養されていないとみなされるため、支給額については、第1子の117,100円となります。

Q 8 双子でそれぞれ違う公立高等学校へ入学した場合の支給額はどうなりますか。（保護者等の被扶養者が双子のみの場合）

A 8 全日制の場合、双子で1人目に該当する場合は117,100円、2人目に該当する場合は143,700円となります。申請書はそれぞれ在学する高等学校に提出してください。

Q 9 兄が公立高等学校3年生に在学、弟が私立高等学校1年生に入学した場合、支給額はどうなりますか。（保護者等の被扶養者が兄弟のみの場合）

A 9 公立高校生を第2子、私立高校生を第1子で申請する方が支給額が多くなるため、支給額は、私立高校生が第1子の137,600円、公立高校生が第2子以降の143,700円となります。

Q 10 給付金支給後に退学した場合は、返還を求められますか。

A 10 申請後に退学した場合は返還を求めません。（支給は基準日で判断します。）

Q 11 申請書提出後に申請内容（住所・口座情報等）が変わってしまった。

A 11 学校に連絡して「申請事項変更届」を提出してください。